

身體罷去の意よりいふ語なり、朝廷を退去て家にかへるを罷といふも、此をさりて彼にゆく故なり、俗説に曲の意にて、生を直とし、死を曲折といふはあらぬことなり、

〔日本書紀十四略〕九年三月、紀小弓宿禰使大伴室屋大連、愛陳於天皇曰、臣雖拙弱、敬奉勅矣、但今臣婦命過ミカリケル之際、莫能視養、臣者公冀將此事具陳、天皇略、下

〔古今和歌集十六哀傷〕いもうとの身まかりける時よみける、小野のたかむらの朝臣略、歌

〔倭訓栞前編四〕う。せる。略。○中。死をいふも失の義也、神代紀に、喪亡をうせたりとよみ、伊勢物語に、

親王うせたまひてと見えたり、

〔伊勢物語上〕むかし西院のみかど、申すみかどおはしましけり、其みかどのみこたかいこと申すいまそかりける、其みこうせ給ひて、略、下

〔大鏡一融〕つぎのみかど圓融院天皇と申き、略、中正暦二年二月十二日うせさせ給ふ、

〔倭訓栞前編三十〕み。う。せ。ぬ。日本紀に薨をよめり、身失ぬの義也、選却崇神祝詞に、立處に身亡支と見えたり、

〔日本書紀四綏靖〕四年四月、神八井耳命薨、ミワセヌ

〔延喜式八祝詞〕遷却崇神祭

又遣志天若彦毛返言不申氏、高津鳥殃爾依氏、立處氏、身亡支、

〔名物六帖入事四〕捐館カケレ舍史范、唯傳君、有不可言カケレ、前元、后傳、如有、不可、言師、古曰、

〔日本書紀二神代〕於是取矢還投下之、其矢落下則中天稚彦之胸上、略、中矢立死、カケレヌ

〔大鏡一陽成〕つぎのみかど陽成天皇と申き、略、中八十一にて天曆二年九月廿九日にかくれ給ふ、

〔神道名目類聚抄六雜〕岩隱イハカケレ死スル事ヲ云、倭姬命薨御マシマシ、事ヲ退テ尾上山ノ峯ニ岩隱坐

ト、世記ニ見タリ、